

令和7年度第1回 四街道市地域公共交通会議

日 時：令和7年7月17日（木）
午後2時から
場 所：四街道市文化センター
203号室

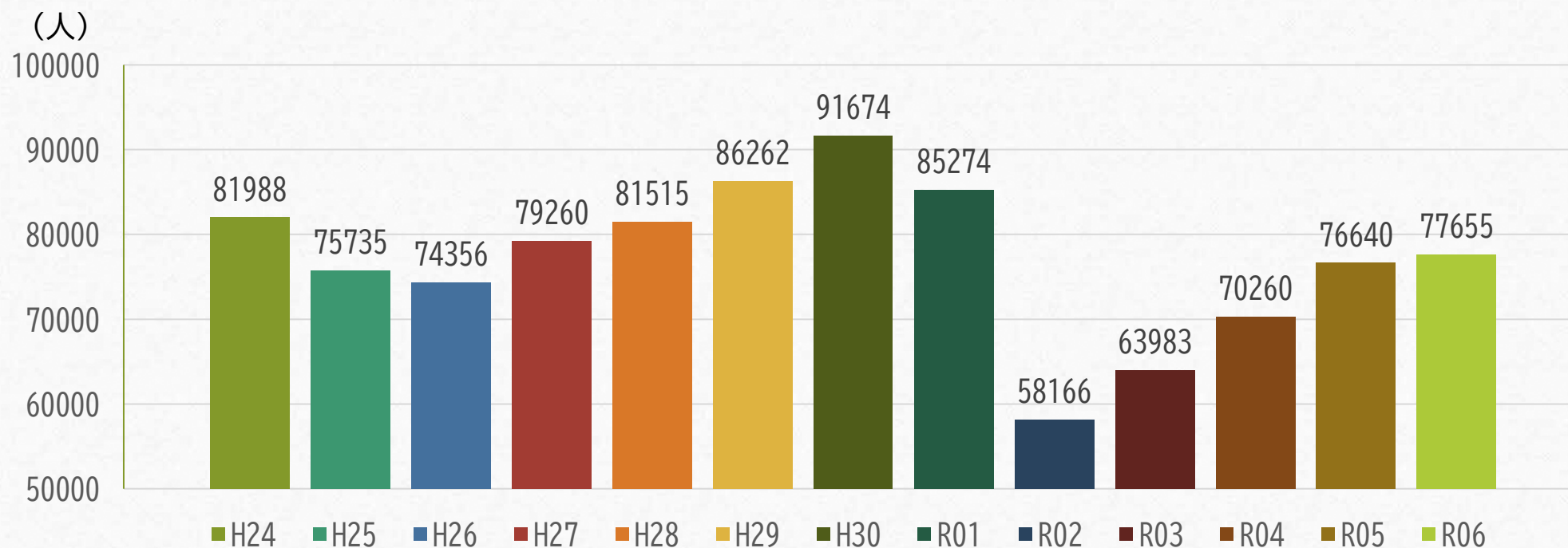
次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 会議の公開・非公開について
4. 【報告】市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について
5. 【議題】四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について
6. 閉会

1. ヨッピーの現状

①年間利用者数の推移

年間利用者数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しており、その後は増加傾向となっているものの、令和元年度以前の水準までは回復していない。

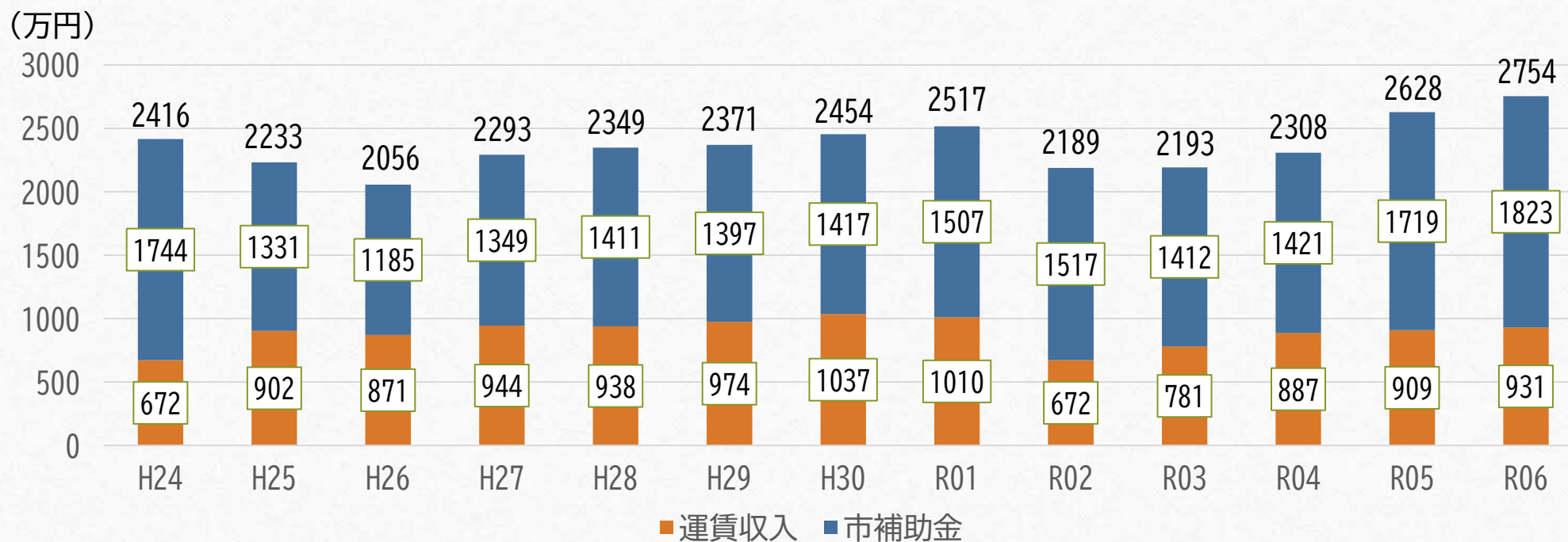


【報告】市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について

報告事項

②運行経費の推移

近年の運行経費は、人件費の増加や燃料費の高騰などにより増加傾向にあり、令和6年度では過去最大の約2,754万円まで増大している。

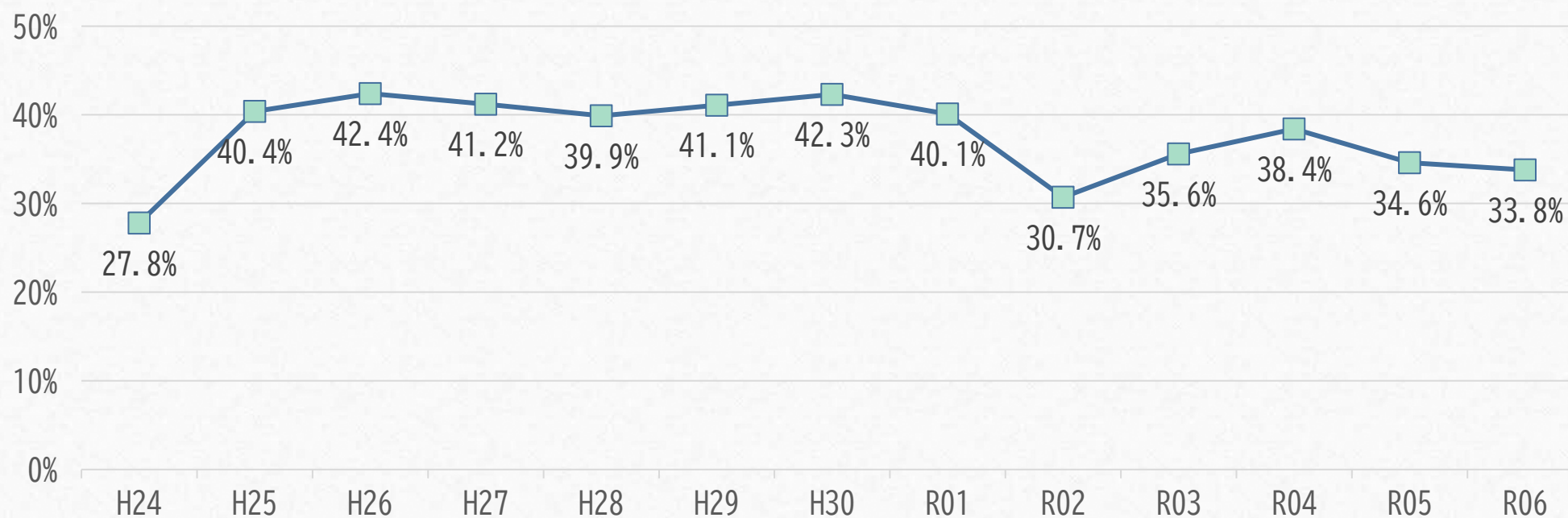


【報告】市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について

報告事項

③収支率の推移

令和2年度以降、収支率は40%を下回る状況が続いており、運賃経費に占める公費負担の割合が高くなっている。



【報告】市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について

報告事項

④現行の運賃体系

令和7年4月1日現在

区分	現金	I Cカード※
大人（中学生以上）	1 7 0円	1 6 8円
小児（小学生）	9 0円	8 4円
小児（未就学児童）		無賃
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 （ミライロ I Dを含む）とその介助者1名		無賃

※PASMO、Suica、および相互利用を行う事業者のICカード（kitaca、manaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、はやかけん、nimoca、SUGOCAなど）が利用できます。

【報告】市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）について

報告事項

⑤過去の運賃改定

平成25年から約12年間、消費税法の改正による運賃改定を除き、運賃を変更することなく運行を継続してきた。

区分	平成13年3月16日 (運行開始)	平成25年3月15日 (収支率50%目標)	平成26年4月1日 (消費税5%→8%)	令和元年10月1日 (消費税8%→10%)
	小学生以上	12歳以上	12歳以上	中学生以上
大人	現金 100円	現金 160円 I C 160円	現金 170円 I C 165円	現金 170円 I C 168円
小児		6歳以上12歳未満	6歳以上12歳未満	小学生
		現金 80円 I C 80円	現金 90円 I C 83円	現金 90円 I C 84円

2. 民間路線バスとの運賃比較

市内を運行する民間路線バスの初乗り運賃との比較

令和7年4月1日現在

区分	ヨッピー	民間路線バス
大人 (中学生以上)	現金 170円 I C 168円	現金 200円 I C 200円
小児 (小学生)	現金 90円 I C 84円	現金 100円 I C 100円
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（ミライカードを含む）とその介助者1名	割引 100% (無賃)	割引 50% (普通運賃の半額)

3. 運賃改定案

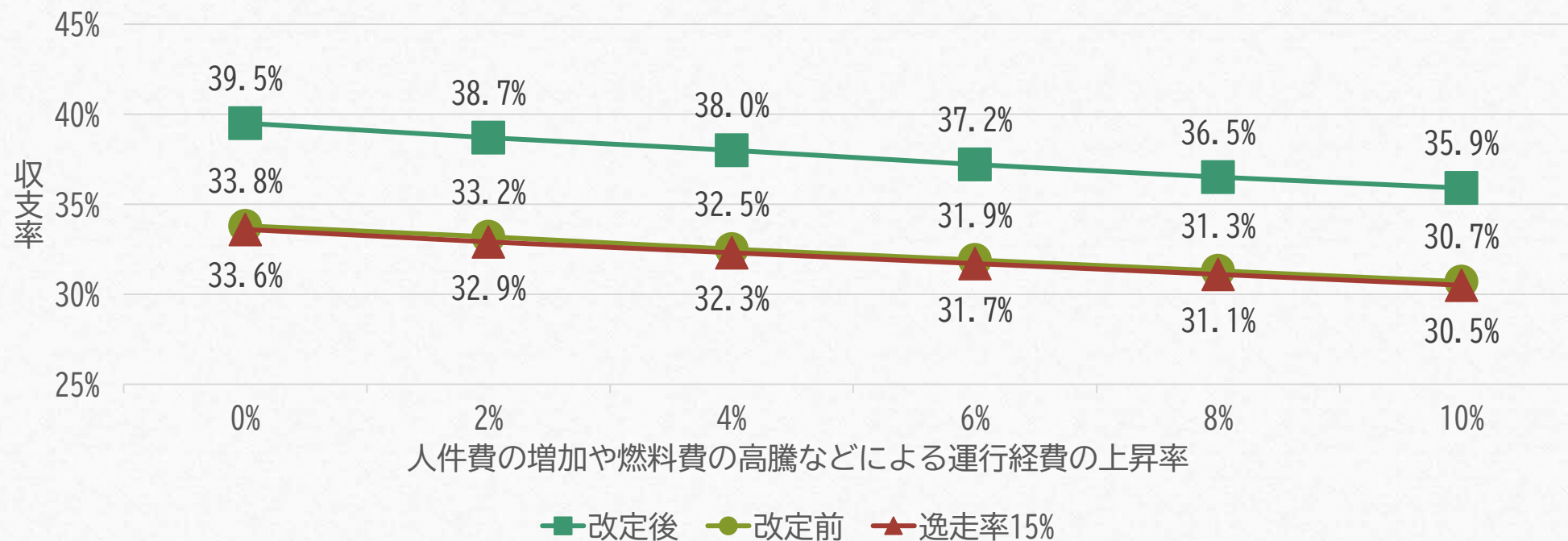
運行経費増大への対応、民間路線バスとの均衡、日常生活への影響を考慮して設定。

令和8年4月1日予定

区分	現行		改定後
大人 (中学生以上)	現金 170円 I C 168円	➡	現金 200円 I C 200円
小児 (小学生)	現金 90円 I C 84円	➡	現金 100円 I C 100円
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（ミライカードを含む）とその介助者1名	割引 100% (無賃)	➡	割引 50% (普通運賃の半額)

4. 収支の予測

- ・令和6年度の利用者数および運行経費を基準に算出。
- ・運賃を200円とした場合、逸走率（利用者が減少する割合）が15%を超えると現状よりも収支率が低下してしまうため、今後も運行を継続するためには利用者の協力が必要。



5. 運賃改定の流れ

- 令和7年度 スケジュール -

月	内容	月	内容
4		10	運賃協議部会
5		11	地域公共交通会議（第2回）
6		12	
7	地域公共交通会議（第1回）	1	国への届出、市民への周知
8	パブリックコメントの実施	2	
9		3	4月より新運賃

【議題】四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について

承認事項

1. 道路運送法の改正

POINT!

- ・独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、交通会議とは別のかたちで協議することが必要。
- ・協議会の実施前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講じなければならない。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

2. 運賃協議部会の設置

四街道市地域公共交通会議運賃協議部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）及び四街道市地域公共交通会議条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、乗合旅客運送の運賃・料金に関する協議を行うため、四街道市地域公共交通会議運賃協議部会（以下「運賃協議部会」という。）を設置し、その取扱いについて規定する。

（協議事項）

第2条 運賃協議部会では、次に掲げる事項を協議する。

（1）法第9条第4項に定める事項

（2）前号のほか、四街道市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）が必要と認める事項

【議題】四街道市地域公共交通会議運賃協議部会の設置について

承認事項

(組織)

第3条 運賃協議部会の委員は、次に掲げる者のうちから交通会議の会長が指名する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他交通会議の会長が必要と認める者

(庶務)

第4条 運賃協議部会の庶務は、条例第9条の規定を準用する。

(運営)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、運賃協議部に諮って定める。

附則

この要綱は、令和7年7月17日から適用する。

市内循環バス「ヨッピー」運賃改定（案）

● 運賃改定の内容

区分	改定前	改定後
大人 (中学生以上)	現金 170円 I C 168円	現金 200円 I C 200円
小児 (小学生)	現金 90円 I C 84円	現金 100円 I C 100円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳所持者（ミライロIDを含む）とその介助者1名	割引 100% (無賃)	割引 50% (普通運賃の半額)

● 運賃改定の考え方

- ① 運行経費の増大に対応するため、運賃収入を増加させ収支の安定化を図る
- ② 市内を運行する民間路線バスの運賃体系・割引制度との均衡を考慮する
- ③ 利用者の日常生活への影響に極力配慮した運賃設定とする

● 運賃改定の背景

- 市内公共交通を取り巻く環境は、高齢化の進展に加え、コロナ禍以降はテレワークの普及など新しい生活様式の定着により利用者が減少し、非常に深刻な状況にあります。
- さらに、人件費や燃料費の高騰による運行経費の増加が運営状況を一層厳しくしており、民間路線バスでは運賃改定などによる収支改善を図っているものの、市内には将来的に存続が危ぶまれる路線が存在します。
- 一方、市内循環バス「ヨッピー」は、平成 25 年から約 12 年間、消費税法の改正による運賃改定を除き、運賃を変更することなく運行を継続してきました。
- しかしながら、市内循環バス「ヨッピー」の運行経費は、平成 25 年度から令和 6 年度までに約 20%増加しており、今後も人件費や燃料費の高騰が見込まれていることから、運行継続には安定した収入の確保が必要となっています。
- また、市内循環バス「ヨッピー」への税金投入額は、1,185 万円であった平成 26 年度から令和 6 年度は 1,823 万円まで上昇し、必要経費の約7割を公費で補っていることから、現状のままの運行を継続することは困難な状況です。
- そこで、市内循環バス「ヨッピー」の収支改善を図るとともに、運賃水準の見直しにより市内公共交通を持続可能なものとするため、市内循環バス「ヨッピー」の運賃を改定するものです。

本改定案に関するお問い合わせ先：

四街道市 地域共創部 くらし安全交通課

TEL：043-421-6104

FAX：043-424-8922

MAIL：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp



本改定案の詳細は、
左のQRコードから
も検索できます